

御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例

御杖村手数料徴収条例(平成12年御杖村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 1通につき 450円

第2条中第29号を第31号とし、第7号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を次のように改める。

- (6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

第2条中第6号を第8号とし、第5号を次のように改める。

- (5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき1,400円)

第2条中第5号を第7号とし、第4号を次のように改める。

- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行

に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付 1 通につき 750 円

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を次のように改める。

- (2) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項 1 件につき 350 円

第 2 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第 6 号において同じ。)) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)) における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。